

# 障害の特性に応じた配慮と主なコミュニケーション手段

同じ障害でも、必要とするサポートは人それぞれ異なります。また、その時の状況でも必要なサポートは異なるため、都度確認しながら、サポートを行うようにしてください。

## 聴覚障害

聞こえづらい、全く聞こえないなど聴覚に障害がある状態です。聞こえの程度・聞こえなくなった時期・その時の状況により意思疎通方法も様々です。

### 【どんな配慮が必要ですか】

- ・その方に合ったコミュニケーション方法を確認してください。
- ・話すときは、口の動きや表情が分かるように、正面から、はっきり話してください。
- ・連絡先は電話番号だけでなく、メールアドレスやファックス番号も記載してください。
- ・音による情報には、字幕や手話をつけてください。

### 【主なコミュニケーション手段】

- ・手話
- ・筆談
- ・要約筆記



手話

## 失語症

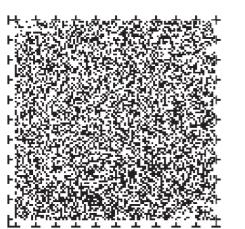
脳の言語機能が損傷することで、「聞く」「話す」「読む」「書く」といった言葉の働きに影響がある状態です。

### 【どんな配慮が必要ですか】

- ・ゆっくりと短い言葉で話す、イラストを用いるなど、本人の状態に応じた方法を心がけましょう。

### 【主なコミュニケーション手段】

- ・短い言葉
- ・表情、身振り
- ・手振り



▲音声コード

## 視覚障害

見えづらい、まったく見えないなど視覚に障害がある状態です。見えづらさの中には、特定の色が分かりにくい、見える範囲が狭い、細部がよくわからないなど様々な状態があります。

### 【どんな配慮が必要ですか】

- ・周囲の状況を伝えるときは、具体的に説明してください。
- ・突然体に触れず前方から「何かお手伝いできることはありますか。」と声を掛けしてください。
- ・日常生活を営む時、周囲の話題や情報が分からぬので教えてあげてください。
- ・会議等の配布資料は、参加者の希望を確認し、点字版・拡大文字版を準備するなど配慮を心がけましょう。

### 【主なコミュニケーション手段】

- ・点字
- ・音訳
- ・代筆
- ・代読
- ・拡大文字 (22 ~ 28 ポイント程度)

## 肢体不自由

手足や体の機能に障害がある状態で、発声に関する器官の麻痺や不随意運動により、コミュニケーションが取りにくくなる場合があります。

### 【どんな配慮が必要ですか】

- ・困っているときは声を掛けてください。
- ・話が聞き取りにくい場合は、ていねいに確認してください。

### 【主なコミュニケーション手段】

- ・意思伝達装置(本人の意思を、体の一部分の動きを感じて文字や音声であらわす機器)

## もう盲ろう

視覚と聴覚の両方に障害がある状態です。障害になった経緯により、意思疎通方法も様々です。

### 【どんな配慮が必要ですか】

- ・その方に合ったコミュニケーション方法を確認してください(通常、家族や通訳介助者が同伴しています)。
- ・一人の時は、軽く肩を叩く等してから、手のひら書き等により状況を確認します。

### 【主なコミュニケーション手段】

- ・触手話
- ・指点字
- ・手のひら書き



## 精神障害

精神疾患等により、日常の様々な活動や社会参加をする上で困難がある状態です。

### 【どんな配慮が必要ですか】

- ・幻覚・妄想等がある場合は、内容を頭から否定したり無理に訂正しないでください。
- ・慌てず焦らず、ゆっくり、ていねいに話してください。
- ・先入観を持たず、穏やかな口調で安心感を与える対応を心がけてください。

### 【主なコミュニケーション手段】

- ・否定せず傾聴する

## 発達障害

知的な機能の発達に障害がある状態で、複雑な会話や抽象的な言葉を理解すること、自分の気持ちを言葉で表現することが苦手などの特徴があります。

### 【どんな配慮が必要ですか】

- ・具体的な言葉で話し、比喩等を使わないようにしてください。場合によっては、絵や図等を用いてください。
- ・落ち着いて、やさしく聞いてください。
- ・本人の理解度に合わせ、ていねいに、繰り返し説明してください。

### 【主なコミュニケーション手段】

- ・ルビを振った文字
- ・コミュニケーション支援ボード(文字やイラスト等を指さして意思疎通をはかるツール)

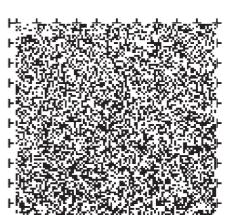


詳しくはホームページにて御確認ください。

栃木県 障害者コミュニケーション条例



けんさく検索



▲音声コード